

①、②をご確認のうえ大切に保管してください



① 資格情報のお知らせとは・・・

- 資格情報のお知らせは、保険給付の申請時などに用いる『記号・番号・枝番』をお知らせする通知です。
- 資格情報のお知らせで、医療機関等の窓口でマイナ保険証の読み取りができないなど例外的な場合にマイナンバーカードと共に提示することで保険診療を受けることができます。
通知の右下のカードを切り離して携帯いただきますようお願いいたします。ただし、スマートフォンなどをお持ちの場合は、端末にマイナポータルから『医療保険の資格情報』をダウンロードしておくことで代用可能です。（詳細は、留意点②のフローチャートでご確認ください。）
- 資格情報のお知らせは、加入者様の資格情報の登録が完了し、マイナ保険証での受診が可能となったことのお知らせする通知です。
- 資格情報のお知らせのみでは保険診療を受けることはできません。

② 取扱いにあたっての留意点（マイナ保険証を保有した場合）

- 以下、フローチャートに則って、マイナ保険証が使えない場合に備えてください。

ステップ1

マイナンバーカードと
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータルの資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

▶ ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要です。資格情報のお知らせに記載されているQRコードから①マイナポータルにログイン> ②健康保険証を選択> ③端末に保存ボタンを押下> ④『医療保険の資格情報』をダウンロードしてください。

NO

ステップ2

マイナンバーカードは持っている
が、スマホは持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ（通知の右下を切り取ったもの）をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

▶ 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、健康保険組合に「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

NO

ステップ3

マイナンバーカードを持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

▶ マイナ保険証を持つことは、加入者様本人にメリットがあるのはもちろん、社会的な課題となっている医療機関や薬局の事務負担を軽減することもできます。これからの日本の医療を守っていくためにも積極的にマイナ保険証に切り替えていただきますようお願いいたします。